

令和7年度 住民活動応援補助金募集要項

スタート応援補助金

ステップアップ応援補助金

申請は5月1日から随時受付けています。

但し、申請事業が年度内に終了することが条件です。

★ホームページにも要項や申請書等を公開しています。

【ホームページ】

『栄町住民活動応援補助金』で検索、

もしくは右の二次元コードからアクセス



問合せ・申請書の提出先

くらし安全課 安全協働推進班

〒270-1592 栄町安食台1丁目2番

電話:0476-33-7710

E-メール:katsudou@town.sakae.chiba.jp

—目 次—

1 制度の概要

1. 目的
2. 住民活動について
3. 申請できる団体
4. 補助対象となる事業
5. 補助金の種類
6. 補助対象経費
7. 提出書類

2 手続きの流れ

1 制度の概要

1. 目的

この制度は、多様化する地域課題の解決に向け住民活動団体が主体となつて行う公益的な活動を支援することで、住民活動の活性化を促進するため、必要な経費の一部を補助するものです。

なお、この補助金は、団体の設立などを支援する「スタート応援補助金」と、継続的な団体活動として新たに実施する事業や、拡充する事業に対し支援する「ステップアップ応援補助金」の2種類で構成されています。

2. 住民活動について

◆住民活動とは、住民の自発的な参加によって行われる公益性のある活動です。

- ① 地域課題に対し、その課題を解決するために住民が自ら考え、自らの意思で行う活動で営利を目的としないもの
- ② 自分や仲間のためではなく、社会や地域のための活動
- ③ 一過性の活動ではなく、継続性がある活動で町民誰もが参加できる、しやすい活動

◆公益性のある活動

不特定かつ多数の市民の利益の増進に寄与することを目的として、自主的かつ自発的に行う活動です。

<活動の一例>

- ・地域の防災力、防犯力、安全力を高める活動
- ・地域のつながりを創出する活動
- ・健康づくり、介護予防、スポーツを推進する活動
- ・環境保全や環境美化に関する活動
- ・文化、芸術、音楽を推進する活動
- ・地域の教育力を高める活動
- ・社会教育を推進する活動
- ・地域の特色や資源を生かし魅力や賑わいを創出する活動
- ・子ども、子育て世代、高齢者、障がい者などへの支援、交流、啓発活動
- ・国際化や国際協力を推進する事業 等

※ サークルや同好会等の趣味や親睦を深めることが目的となる活動や、会員のみが利益を享受できる活動は当てはまりません。

3. 申請できる団体

申請できる団体は、申請時点において次の全てを満たしている団体です。

- (1) 5人以上の者（そのうち半数以上は、町内に在住、在勤又は在学している者に限る。）で構成されている団体
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する団体
- (3) 運営に関する規約、会則等を定めている団体
- (4) 政治、宗教又は営利を目的としない団体
- (5) 調査又は研究のみを目的としない団体
- (6) 栄町暴力団排除条例第2条第3項に規定する暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者に該当する者がいない団体
- (7) 実施する事業に関し、他の補助金等の交付を受けていない団体
- (8) 設立から1年以内の団体（スタート応援補助金）
- (9) 設立から1年以上の団体（ステップアップ応援補助金）

4. 補助対象となる事業

対象となる事業は、次の全てを満たしている事業です。

- (1) 町内で実施する公益活動であること
- (2) 令和8年3月31日までに完了する事業であること
- (3) 構成員の親睦若しくは趣味又は特定の個人の利益を目的としないもの
- (4) 事業の実施を伴わない調査又は研究のみを目的としないもの
- (5) 国、地方公共団体から同一の事業に対して補助、助成等を受けていないもの

5.補助金の種類

補助金の種類は団体の設立等を支援する「スタート応援補助金」と、継続的な団体活動として新たに実施する事業や、拡充する事業に対し支援する「ステップアップ応援補助金」の2種類があり、団体要件と対象事業により補助金額や補助率の上限等が異なります。

(1)スタート応援補助金

スタート応援補助金は、設立後1年以内の住民活動団体に維持継続していただく事を目的に2段階に補助するものです。

「①設立経費」

自分たちの活動を啓発する、事業を展開していくうえで準備する経費に対する補助

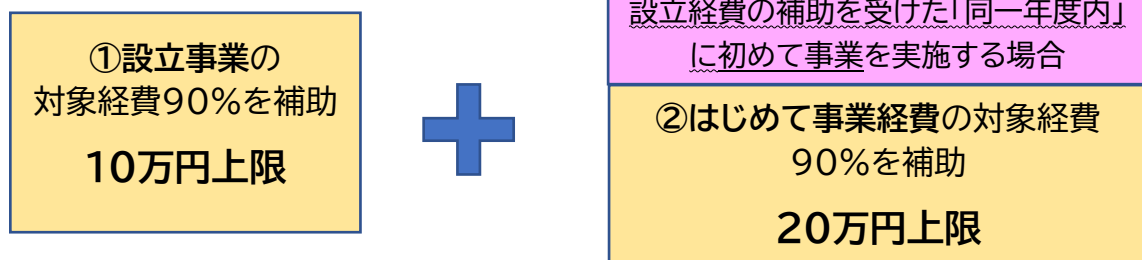
「②初めて事業を実施する経費」

①と同年度内に、公益事業を実施する場合の経費に対する補助

●交付要件 団体設立1年以内の団体で年度内に事業を実施する場合

●補助金額 ①設立経費 10万円(上限)
更に同年度内に事業を実施する場合は、②事業経費 20万円(上限)
※①の設立だけの場合でも補助を受けることができます。
この場合は、翌年度、初めて事業を実施する場合はステップアップ補助金で申請

●補助率 ①、②補助対象経費の90%



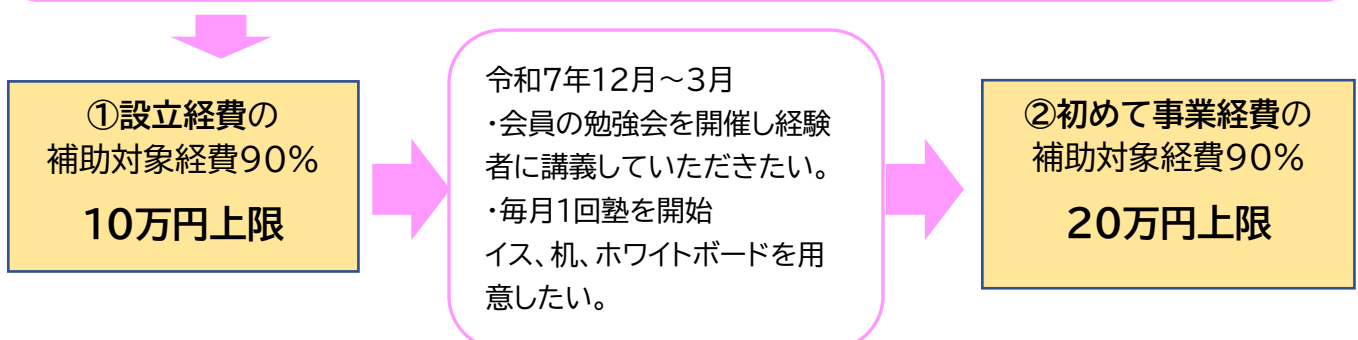
※補助対象経費は①、②別々に計算します。

【活動例1】 ①、②同時申請も可能ですが、事業計画をしっかり立てましょう！

5人の有志で、経済的に学習塾に行けない子どもたちのために無料で勉強できる学習塾を開きたい。「みんなの塾」と団体名を掲げ、規約を作成し場所も準備したが、どの様にPRしていいかわからない。

令和7年8月

- ・団体の活動内容がわかるPRパンフレットの作成をし、学校や、地域の子どもたちに向け活動を周知する他、一緒に活動してくれる会員向けパンフレットを作成し周知したい。
- ・活動場所(塾)に看板やのぼり旗を設置しスタッフのジャンパーを作成したい。



(2)ステップアップ応援補助金

ステップアップ応援補助金は住民活動の拡充期の支援として、設立後、1年以上の団体がその活動を継続し、自立しステップアップできるよう支援するものの他、既存団体の新たな活動の拡大を支援することを目的としています。

団体自らが企画立案し実施する、公益性の高い事業に対しての補助であり、段階的補助によって自主性のある住民活動と団体の自立を促します。

①スタート応援補助の交付を受けた団体

- 交付要件 スタート応援補助「初めて事業経費」の交付を受けた事業
- 交付回数 初めて事業経費の補助を受けた翌年度まで1回

②既存団体が新たに事業を実施する際の経費

- 交付要件 既存団体が新たに公益活動が始める場合の事業経費
- 交付回数 2回(1回目の交付を受けた年度から、翌年度まで)



●補助率 補助対象経費の80% ●補助限度額 20万円まで

【活動例2】

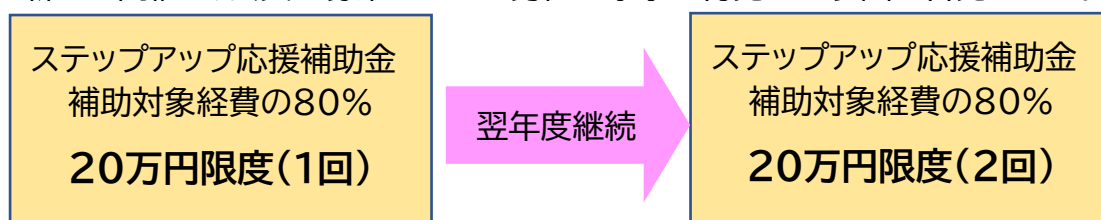
①スタート応援補助の交付を受けた団体

活動例1のスタート応援補助金の交付を受けた「みんなの塾」が、一緒に活動する仲間(会員)や、子どもたちの参加を増やすため夏休みと冬休みに親子で参加できる体験学習会として子ども向けワークショップを開催し活動内容を充実させたい。



②既存団体が新たに事業を実施

成人男性を対象に料理の技術を学びながら食の大切さを学習するため料理教室を実施していたが、男女共同参画の観点から、料理や掃除、洗濯等家事参画等のワークショップやを新たに開催し、会員の募集とともに男性の家事や育児への参画を啓発したい。



(3)補助金の計算方法

補助金は下記の A、B、C のいずれかのうち最も低い額となります。

	スタート応援補助金	ステップアップ応援補助金
A	補助対象経費×90%	対象経費×80%
B	補助対象経費－補助事業の収入見込み額	
C	補助上限 設立事業10万円 初めて事業・20万円	補助上限20万円

6.補助対象経費

(1)補助の対象となる経費

費 目	内 容
報償費	講師、専門家、出演者等への報償、謝礼(団体構成員に対するものは除く。)
負担金	各種講座の受講料
消耗品費	事務用品、材料費、食材費(1点1万円未満のもの)
印刷製本費	募集案内、ポスター、資料等の印刷及び製本に要する経費
通信運搬費	切手、はがき等郵便料
使用料・賃借料	会場等の使用料、器具借上料、各種機材レンタル料等
委託料 ※要見積	催物等を開催する場合の会場設営費、ごみ処理委託料等
保険料	指導者、講師が加入する損害保険等
手数料	振込手数料、クリーニング代等
備品購入費 ※要見積	1品10,000円以上の物品。ただし、30,000円を限度とする。その他、町長が必要かつ適切と認めるものについては対象とする。
その他の経費	その他事業のために必要な経費で、町長が必要かつ適切と認めるもの

(2)補助対象とならない経費 ※他にも認められない経費となる場合があります。

- ① 食費(食事、弁当、茶菓等)
- ② 記念品、商品券等の購入経費
- ③ 家賃(敷金、礼金等を含む。)
- ④ 不動産の取得、造成及び補償に関する経費
- ⑤ 団体の経常的な運営に関する経費
申請事業に関する経費であっても団体を維持、運営するための経費
(会報印刷、電話、FAX、プロバイダ料金、PC購入など)
- ⑥ 領収書等により事業実施団体が支払ったことを明確に確認することができない経費
- ⑦ 補助事業に直接関係のない経費その他町長が社会通念上適切でないと認める経費等

7.提出書類

提出書類	書式
1 栄町住民活動応援補助金交付申請書	第1号様式
(1)栄町住民活動応援補助金事業計画書	第1号様式の2
(2)栄町住民活動応援補助金事業収支予算書	第1号様式の3
(3)団体概要書	第1号様式の4
(4)団体の定款、規約又は会則	任意様式
(5)会員名簿	
(6)前年度の事業報告書(前年度に活動のあった団体に限る。)	
(7)前年度の収支決算書(前年度に活動のあった団体に限る。)	
(8)その他町長が必要と認める書類 ※活動内容がわかる会報や写真など(前年度に活動のあった団体に限る。)	
2 栄町住民活動応援補助金変更・廃止承認申請書	第3号様式
3 栄町住民活動応援補助金実績報告書	第5号様式
(1)栄町住民活動応援補助金事業実績調査書	第5号様式の2
(2)栄町住民活動応援補助金事業収支決算書	第5号様式の3
4 栄町住民活動応援補助金交付請求書	第7号様式
5 栄町住民活動応援補助金概算払請求書	第8号様式

2 手続きの流れ

